

# 市民委員会資料

## 平成25年度 経済労働局 事業概要

産業政策部事業概要	1
国際経済推進室事業概要	3
産業振興部事業概要	5
農業振興センター事業概要	15
次世代産業推進室事業概要	18
労働雇用部事業概要	21
公営事業部事業概要	25
卸売市場事業概要	27
経済労働局 管理職一覧	28
経済労働局 事務分掌	29

平成25年4月19日  
経済労働局

# 平成25年度 経済労働局事業概要

## 産業政策部事業概要

### 1 事務所所在地

庶務課、企画課

川崎区宮本町1

消費者行政センター

川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階

### 2 機構及び職員数

部長以下27名

庶務課8名、企画課7名、消費者行政センター11名

### 3 主要事業

#### 【企画課】

#### (1) 産業振興協議会運営事業

本市における産業の振興に関する必要な事項を協議し、効果的な施策の推進に寄与することを目的として設置している協議会の運営を行い、本市産業振興施策への反映を図る。

#### (2) コミュニティビジネス振興事業

市域全体のコミュニティビジネス振興を通じた地域の活力向上を目指して、コミュニティビジネスの相談窓口の運営や支援セミナー・交流会等を開催するとともに、専修大学と共同でKSソーシャル・ビジネス・アカデミーを開設し、福祉、教育、育児、文化芸術など生活に密着した分野の起業家や支援人材の育成と活用を進め、地域の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスを振興する。

#### (3) 科学技術サロン開催事業

川崎発のイノベーションを活性化する知の交流拠点を形成していくため、様々な組織に所属する分野の異なる研究者・技術者が互いに顔の見える交流や知的刺激を得られる場を提供する「かわさき科学技術サロン」を開催する。

#### (4) 知的財産戦略推進事業

大企業等研究開発機関に蓄積されている特許や技術等の知的財産の中小企業への移転・紹介や、中小企業が保有する知的財産を大企業に紹介するための知的財産を軸とした双方向な交流の場を提供する「知的財産交流会」を開催する。

また、知的財産を戦略的に活用した経営手法の中小企業への浸透を図ることを目的として、知的財産に関する体系的な知識を習得するために開発したカリキュラムに基づいた「知的財産スクール」を開催し、知的財産人材を育成する。

併せて、知的財産に関する最先端の動向を発信する「知的財産シンポジウム」を開催する。

(5) 経済・雇用対策

世界的な財政・金融不安による円高や長引く景気の低迷など、厳しい経済状況に対し、本市経済の安定化を図るとともに、新産業の創出のため、「川崎市経済・雇用対策会議」において、「活力ある社会を構築するための経済対策」、「安定的な就業を確保するための雇用対策」を柱に、引き続き市内経済の活性化のため、迅速かつ適切に対応していく。

【消費者行政センター】

(1) 消費者自立支援推進事業

新総合計画の政策領域別計画である、「消費者行政推進計画」に基づき、消費者の自立を支援するとともに、被害の未然防止に向けた取組を推進する。

(2) 消費者啓発育成事業

消費者が健全な日常生活を営むことができるよう「出前講座」や情報紙、リーフレット、動画配信などにより消費生活に関する知識の普及と情報提供の充実を図る。

(3) 消費生活相談情報提供事業

消費者からの商品・役務の消費生活に関する相談に対応し、消費者被害の未然防止等を図る。

また、国民生活センター等の関係機関と連携するとともに、「相談年報」「相談月報」等を発行し、市民への情報提供を図る。

# 国際経済推進室事業概要

- 1 事務所所在地 川崎区宮本町1
- 2 機構及び職員数 室長（産業政策部長兼務）以下12名
- 3 主要事業

## 【国際経済】

### （1）海外販路開拓事業

市内企業の海外販路開拓などビジネスの国際化に向けて、海外の諸地域、国内外の提携機関等との連携によるビジネスチャンスの創出・拡大を支援する。

今年度の具体的な取組としては、中国・香港や上海市、瀋陽市等でのビジネスマッチング機会の創出等を図り、市内企業の海外販路開拓の支援を進める。

### （2）川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOB S（コブス））の開設（2013年2月）

市内企業の海外展開支援のワンストップ化を図るため、川崎市海外ビジネス支援センターを開設した。

当センターでは、海外支援コーディネーターが、川崎国際ビジネス交流推進協議会や川崎日中産業交流協会、ジェトロ等関係機関と連携し、市内企業の各ステージに合わせた海外展開支援を実施する。

### （3）アジア起業家誘致交流促進事業

アジアの活力を取り込みながら、起業家の創業・ベンチャー企業の育成を支援し、環境・ライフサイエンス分野をはじめとする企業の立地促進と新産業の創出を図るとともに、環境技術の移転などによる国際貢献と地域経済活性化を促進する。

今年度も引き続き、民間インキュベート施設である THINK(テクノハブイノベーション川崎)を拠点として活用し、特定非営利活動法人アジア起業家村推進機構、KSP、川崎市産業振興財団等との協働により、創業支援・経営支援、日常生活のサポートなどを行う。また、入居・卒業企業が、市内企業のアジア展開への仲介役として円滑に事業を実施できるよう、企業間ネットワークの構築など、関係支援機関との連携による支援を実施していく。これまでにアジア起業家村の拠点である THINK に入居した企業等は、32社（中国21社、ベトナム5社、韓国3社、中国台湾2社、インド1社）・1機関（中国）となっている。

環境技術移転については、上海交通大学及び上海市環境保護局と連携して、今年度も引き続き、環境ビジネスのアジアへの展開を支援するとともに、福祉産業製品についても、上海でのビジネス展開を支援していく。

### （4）対内投資促進事業

地域経済の活性化に向けて、海外への情報発信や企業立地情報等の提供、海外におけるシティプロモート活動等を充実強化し、対内投資の促進を図っていく。

具体的な取組としては、海外への企業ミッション団派遣などの機会をとらえ、海外でのシティプロモート活動等を積極的に進めていく。また、こうした取組により、キングスカイフロント（殿町3丁目地区）の中核施設への海外の有力企業や研究開発機関の誘致などを庁内関係局と連携して進めていく。

## 【環境産業】

### （5）国際環境産業推進事業

川崎の優れた環境技術を国内外へ積極的に情報発信し、国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供することで、市内環境関連産業振興と環境技術の海外への移転による国際貢献を目指し、「川崎国際環境技術展」を開催する。また、技術移転の実現に向けた支援として専門家を配置する等マッチングフォローアップを実施する。

### （6）環境調和型産業振興事業

市内の環境関連技術・製品等の情報を広く情報発信するとともに、企業・大学・研究機関等との連携・交流の場を提供するため環境産業フォーラムを開催し、環境分野における事業者連携やビジネス展開を支援する。

### （7）省エネ創エネ新技術導入促進事業／新エネルギー産業振興事業

昨今のエネルギー問題を契機とし、省エネ・創エネの取組を更なるビジネス拡大の機会と捉え、市内全域において環境技術を「見える化」することでショーウィンドウ化を進め、本市環境技術の開発促進と製品の普及を図る「かわさき環境ショーウィンドウ事業」を実施する。また、地球温暖化対策に寄与する新エネルギー産業の振興を目指し、「新エネルギー産業セミナー」を開催し、事業者支援を推進するとともに、関連事業者団体である「川崎市新エネルギー振興協会」による新エネルギーの普及に向けた取組みを支援する。

### （8）エコタウン推進事業

環境と産業の調和したまちづくりを目指すエコタウン構想を推進するため、モデル地区である川崎ゼロ・エミッション工業団地等における資源循環の取組みを支援するとともに、国内外からのエコタウン視察受け入れを行う。

### （9）川崎臨海部エココンビナートの推進事業

川崎の臨海部に立地する大手企業19社により臨海部活性化施策に取り組む「NPO法人産業・環境創造リエゾンセンター」や神奈川県との連携に努め、臨海部における資源・エネルギー有効利用の促進や安全対策などの研究を進め、コンビナートの高度化を図る。

### （10）環境技術による国際貢献に向けた取組

中国の大気汚染の我が国への影響等に対する社会的関心が高まっている中、公害問題を克服してきた経験や環境技術の集積等の本市の強みと経験を活かし、環境問題に関する国際貢献のより一層の取組推進に向けた検討を行う。

# 産業振興部事業概要

## 1 事務所所在地

- ・工業振興課、商業観光課 川崎区宮本町1
- ・金融課 幸区堀川町66-20川崎市産業振興会館5階
- ・中小企業溝口事務所 高津区溝口1-6-10川崎市生活文化会館内
- ・計量検査所 川崎区藤崎3-1-10

## 2 機構及び職員数

部長以下40名

工業振興課17名（計量検査所5名を含む）、商業観光課15名、金融課6名、中小企業溝口事務所1名

## 3 主要事業

### 【工業振興課】

主に中小製造業への、販路開拓支援や技術開発支援、企業誘致の推進と操業環境の保全、産業支援施設の管理、法定計量の適正実施を行う。

#### （1）川崎工業ブランド推進事業

市内中小製造業の優れた製品や技術を「川崎ものづくりブランド」として認定し、国内外へ情報発信していくことで、中小企業の販路拡大を支援するとともに、本市が誇る先進的なものづくり技術の優位性を広くPRする。

#### （2）産学共同研究開発プロジェクト助成事業

今後、成長が見込まれる新産業分野において、市内中小企業等と大学・研究機関等との共同研究開発に要する経費の一部を助成する。

#### （3）新技術・新製品開発等支援事業

市内中小製造業者が単独または複数の連携先と共同で行う新技術、新製品開発に要する経費の一部を助成する。

#### （4）川崎PR製品開発事業

市内中小製造業者の優れた技術力や独自に開発した素材を活かして、その技術力のPRやイメージアップにつながる製品の創出を図る。

#### （5）企業誘致推進事業

企業立地情報の収集、先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の活用等により、市内先端産業の創出と集積、技術力を有する中堅・中小企業等の誘致を推進

する。

#### (6) 内陸部操業環境保全対策事業

住宅化が進む内陸部工業系用途地域における中小製造業の操業環境保全に向けて、平成24年度から行っている地元工業者を中心とする勉強会を発展させ、住民を交えた「住工共生のまちづくり」に向けた合意形成を図るための活動を支援するとともに、併せて、地元工業者等と住民の相互理解の促進に向けた取組を行い、中小製造業の操業環境の保全を図る。

#### (7) 計量検査所各種事業

適正な計量の実施を確保するため、特定計量器定期検査、商品量目及び有効期間のある特定計量器の立入検査等を計量法に基づき行っているほか、市内計量器使用事業所の計量管理の推進及び消費者に対する計量知識の普及・啓発に努める。なお、主な事業は次のとおりである。

- ア 特定計量器定期検査補助事業
- イ 立入検査事業
- ウ 質量標準管理事業
- エ 計量管理の推進
- オ 計量の普及・啓発事業
- カ 計量団体育成事業

#### その他の事業

基盤技術支援事業、Webかわさき製品見本市事業、中小企業経営支援事業、テクノトランスファー事業、ものづくり人づくり事業、新川崎A地区企業誘致推進事業、マイコンシティ企業誘致推進事業、建設業振興事業、商工業従業員永年勤続者表彰事業、産業振興財団運営費補助事業、川崎市産業振興会館指定管理者事業

#### 【商業観光課】

商業振興ビジョンに基づき、市内商業拠点と地域商店街の活性化を図る。

また、観光振興を図るため、観光振興プランに基づく観光情報の発信や観光案内所の運営を行う。

#### (商業関係)

##### (1) 商業力強化事業

エリア・商店街・個店、それぞれの振興を図る視点から、「エリアプロデュース事業」、「地域課題解決型コミュニティビジネス支援事業」、「魅力あふれる個店創出事業」により、商業の振興を推進する。

また、新規事業として、川崎商工会議所街おこし協力隊や川崎市商店街連合会

等と連携して、商店街に直接訪問し、地域の実情や課題を把握するとともに、課題解決に向けてアドバイス等を行う「出張キャラバン隊事業」を展開する。

## (2) 商店街課題対応事業

商店街の街路灯のLED化等を推進する「商店街エコ化プロジェクト事業」として、補助対象経費の1/2を助成する。

平成23年10月から商店街の街路灯への広告掲出が可能となるよう仕組みを整え、商店街の自主財源の獲得に向けて、街路灯広告掲出を支援する。

商店街モールの適正な維持管理に向けて、商店街の体力に応じた支援策を推進する。

また、新規事業として、専門家による商店街街路灯やアーチの商店街施設の状況調査を行う。

## (3) まちづくり連動事業

タウンマネジメントを行う「かわさきTMO」を通じて、川崎駅周辺の回遊性向上・賑わいの創出、情報発信力の強化等により中心市街地の活性化を図る。

また、大規模小売店舗立地法の運用、地下街アゼリア公共地下歩道の管理に関する負担などを行う。

## (4) 商業ネットワーク事業

川崎駅周辺の商業拠点の集客や回遊性の向上に繋がる地元主体のイベント等の支援を通じて、川崎の都市ブランド力の向上を図る。

## (5) 地域連携事業

地域商業とその地域の活性化を図るため、商業者団体等が地域と連携して実施するイベントや研究会等に対して助成を行う。

### その他の商業振興事業

Buyかわさき推進事業、川崎市商店街連合会補助事業、公衆浴場経営安定等補助事業、商業人材育成事業、商人（あきんど）デビュー塾実施事業、商業アドバイス事業、空き店舗活用・創業支援事業など

## (観光推進関係)

### (1) 産業観光推進事業

産業観光の具体的な振興を推進していくため、民間主導による産業観光ツアー・工場夜景屋形船クルーズ・工場夜景バスツアーの実施、産業観光検定の実施、産業観光ガイドの養成、産業観光受入事業所のネットワークの強化、教育旅行等の誘致、産業観光学生プロモーターの活用等を引き続き実施するとともに、新たに情報通信技術を活用したPR活動や写真・映像コンテストを実施する。

(2) 外国人観光客誘致推進事業

海外からの観光客誘致推進のため、国のビジット・ジャパン事業に連動した海外メディア等の招聘、国際観光商談会への出展等による情報発信の強化に取り組むとともに、外国語ボランティア団体との連携等による受入体制の整備を行う。

(3) 市制記念多摩川花火大会事業

「ふるさと川崎」の市民意識の高揚と豊かな市民文化の創造を目指すとともに、市制施行を記念して花火大会を実施する。

(4) 市民祭り事業

地域経済の活性化と豊かな市民文化の創造に向け、商業者などの民間事業者や市民との連携により、本市の魅力・活力を発信する「かわさき市民祭り」を開催する。

その他の観光振興事業

民間主導による観光振興事業、観光・集客情報提供事業、観光パンフレット作成事業、かわさき名産品認定事業、川崎市観光写真コンクール事業、観光案内所等運営事業、菊花大会等褒章事業、観光事業協議会負担金事業費など

【金融課・中小企業溝口事務所】

間接融資事業、川崎市信用保証協会支援等事業により、厳しい経営環境にある中小企業の経営の安定を支援する。

(1) 間接融資事業

平成 25 年度川崎市中企業融資制度の主な改正点は、次のとおり。

ア 新たな制度を創設

振興資金に海外展開振興資金（融資限度額 5,000 万円、融資利率年 2.0%以内、保証料半額補助）を、経営安定資金に企業再建資金（融資限度額 2 億 8,000 万円、融資利率年 2.6%以内、保証料半額補助）を創設。

イ 制度の拡充

- ・ 振興資金、小規模事業資金及び小口零細対応小規模事業資金の融資利率を 0.2%引下げ
- ・ 借換支援資金の保証料補助を平成 26 年 3 月 31 日まで延長
- ・ アーリーステージ対応資金（創業支援資金）で従来対象とならなかった「事業歴がある者」を、融資限度額 1,000 万円として融資対象者に追加
- ・ コミュニティビジネス支援融資は、条例制定に併せ、条例指定を受けた N P O 法人、認定又は仮認定を受けた N P O 法人に対する融資限度額を 500 万円から 1,000 万円に増額し、融資利率を年 2.8%以内から年 2.5%以内に優遇

平成25年度川崎市中小企業融資制度一覧表

制度名	申込資格等	融資限度額	融資利率	期間
振興資金	中小企業者・協同組合等	中小企業者 2億円 協同組合等 4億円	(短期)1年以内 年1.5%以内 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内	(短期) 1年以内 (長期) 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
海外展開 振興資金	1 海外市場において販路を開拓する中小企業者等 2 海外において生産拠点・販売拠点等を設置又は拡張する中小企業者等 3 アジア起業家村入居・卒業企業又は外国人従業員による独立開業企業と共同して事業を実施する中小企業者等	5,000万円	年2.0%以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
小規模事業資金	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者	3,500万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内	運転・設備 資金 8年以内
小規模事業資金 (短期サポート 型)	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者	2,000万円	年1.2%以内	運転・設備 資金 1年以内
小口零細対応 小規模事業資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者	1,250万円	3年以内 年1.7%以内 3年超5年以内 年1.9%以内 5年超 年2.0%以内	運転・設備 資金 8年以内

経営安定資金	不況対策資金 (5年型)	<p>1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益、平均売上総利益率、平均営業利益及び平均営業利益率のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p> <p>2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p> <p>3 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等</p>	3,000万円	年1.5%以内	運転・設備資金 5年以内
		4 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)			
	不況対策資金 (10年型)	<p>1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益、平均売上総利益率、平均営業利益及び平均営業利益率のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p> <p>2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等</p> <p>3 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等</p>	8,000万円	年1.7%以内	運転・設備資金 10年以内
		<p>4 中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p> <p>5 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等</p>			
関連倒産防止資金	国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等				運転資金 10年以内
災害対策資金	<p>火災、風水害等の被害を受けた中小企業者等</p> <p>中小企業信用保険法第2条第4項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等(セーフティネット保証を利用)</p>			年1.7%以内	運転・設備資金 10年以内

	激甚災害 対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等（災害関係保証を利用）	2億8,000万円	年1.7%以内	運転・設備 資金 10年以内
	経済変動 対策資金	中小企業信用保険法第2条第4項の第2号、第6号、第7号、第8号の認定を受けた中小企業者等（セーフティネット保証を利用）	8,000万円	年1.7%以内	運転・設備 資金 10年以内
	借換支援資金	1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等 2 1の条件を満たし、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた中小企業者等（セーフティネット保証を利用） 3 1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等	2億8,000万円	年1.8%以内	運転資金 10年以内
	経営力強化支援 資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	中小企業 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.6%以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
	企業再建資金	再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等 1 神奈川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする者 2 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業者の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする者	2億8,000万円	年2.6%以内	運転・設備 資金 10年以内
	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る）	2億5,000万円	年1.9%以内	運転・設備 資金 1年以内
	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅・中小企業者等	運転資金 2億8,000万円 設備資金 20億円	年2.0%以内（運転） 年2.1%以内（設備） *新川崎A地区、殿町3丁目地区への進出の場合 運転資金・設備資金ともに1.9%以内	運転資金 7年以内 設備資金 15年以内

	企業立地 促進資金	1 土地収用法第 3 条各号に掲げる 事業及び都市計画法第 4 条第 15 項の 規定による都市計画事業により産業 拠点地区から移転を余儀なくされた 者のうち川崎市内に立地する中小企 業者等 2 川崎市内のインキュベーション 施設(かわさき新産業創造センター、 かながわサイエンスパーク、テクノ ハブイノベーション川崎、明治大学 地域産学連携研究センター、川崎生 命科学・環境研究センター)に入居 した者のうち川崎市内に移転する中 小企業者等	2 億 8,000 万 円	年 1.9%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 15 年以内
創業 支 援 資 金	アーリーステ ージ対応資金	過去に事業を営んだことがない者 で、川崎市内で開業する者又は開業 後 5 年未満の中小企業者等	2,500 万円	年 2.3%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内
		川崎市内で開業後 1 年未満の中小企 業事業者等	1,000 万円		
	シニア・女 性起業家支 援資金	過去に事業を営んだことがない者 で、川崎市内で開業する者又は開業 後 5 年未満の中小企業者等で、代表 者が 50 歳以上又は女性の者	2,500 万円	年 2.2%以内	
	新製品開発・新分 野進出支援資金	原則として 1 年以上継続して同一事 業を営む者で、自社技術等を使った 新製品の開発をしようとする製造業 者等又は新分野進出後 1 年未満の中 小企業者等	3,000 万円	年 2.2%以内	
福祉関連産業 育成資金	1 介護サービス提供事業を営む中 小企業者等 2 福祉関連サービス事業(給食サ ービス、移送等)を営む中小企業者等	5,000 万円 *これから 事業を開始 しようとし る場合及び 事業開始後 1 年未満の場 合 2,500 万円	年 2.1%以内	運転資金 7 年以内 設備資金 10 年以内	
	3 福祉用具製造販売等を営む中小 企業者等 4 福祉関連試験研究事業を営む中 小企業者等	5,000 万円			

福祉製品開発 支援資金	1 「かわさき福祉産業振興ビジョン」の理念に基づき、福祉製品等の開発及び改良を行なう中小企業者等	5,000万円	年2.0%以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
	2 原則として1年以上継続して同一事業を営む者で、自社技術を使い、「かわさき福祉産業振興ビジョン」の理念に基づき、新製品の開発、新分野の事業へ進出しようとする者及び新分野進出後1年未満の者	2,500万円	年2.1%以内	
	3 過去に事業を営んだことがない者で、「かわさき福祉産業振興ビジョン」の理念に基づき、川崎市内で開業する者又は開業後5年未満の中小企業者等			
環境対策資金	<p>1 環境への対応を図ろうとする者又は低CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドに選定若しくは低CO<sub>2</sub>川崎ブランドに認定された製品・技術を有する者で、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等</p> <p>(1) 省エネルギー機器、再生可能エネルギー源利用機器及びその他温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品を建築物及び設備等に導入しようとする者</p> <p>(2) 環境に配慮した製品及び技術等を研究・開発、生産及び販売しようとする者</p> <p>2 ISO14001、エコアクション21、エコステージ、グリーン経営認証その他環境に関する認証制度の認証を取得している者又は取得しようとする中小企業者等</p> <p>3 環境に配慮し、地域社会に貢献している中小企業者等</p> <p>4 その他市長が特に認めた中小企業者等</p>	<p>2億8,000万円</p> <p>*これから事業を開始しようとする場合及び事業開始後5年未満の場合</p> <p>2,500万円</p>	<p>年2.0%以内</p> <p>*低CO<sub>2</sub>川崎パイロットブランドに選定又は低CO<sub>2</sub>川崎ブランドに認定された製品・技術を有する場合</p> <p>年1.7%以内</p>	<p>運転資金 7年以内 設備資金 10年以内</p>
コミュニティ ビジネス支援融資	川崎市内に主たる事務所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っている」と市長が認める者	<p>運転・設備資金500万円</p> <p>つなぎ資金1,000万円</p>	年2.8%以内	<p>運転・設備資金5年以内</p> <p>つなぎ資金1年以内</p>
	川崎市内に主たる事務所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っている」と市長が認める者のうち、認定、仮認定及び条例指定を受けたNPO法人	<p>運転・設備資金1,000万円</p> <p>つなぎ資金1,000万円</p>	年2.5%以内	

公害防止資金	公害防止施設設置資金	公害を防止するために必要な施設の設備資金が必要な中小企業者・協同組合等	中小企業者 5,000万円 協同組合等 1億円	融資実行時の長期 プライムレート +0.3%以内 (市から全額利子補給あり)	300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内
	工場移転資金	公害を防止するために必要な工場等の移転費用が必要な中小企業者・協同組合等		融資実行時の長期 プライムレート +0.1%以内 (市から2分の1利子補給あり)	300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内
	低公害型生産設備資金	ドライクリーニング機更新等のための費用が必要な中小企業者・協同組合等		融資実行時の長期 プライムレート +0.3%以内	300万円以下 3年以内 300万円超 5年以内 600万円超 10年以内
	低公害自動車等購入資金	低公害車購入等のための費用が必要な中小企業者・協同組合等			
	土壌汚染対策資金	土壌汚染の調査、除去、汚染拡散防止を行なう中小企業者・協同組合等			

## (2) 信用保証等促進事業

一部制度について中小企業等の利用者の負担軽減を図るため保証料の補助を行うとともに、中小企業者等への貸付けについて債務保証等を行う川崎市信用保証協会の経営基盤強化のため、代位弁済補助と指導育成を行う。

## (3) 中小企業の経営相談・金融相談事業

景況の悪化により、売上や利益率が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業について、信用保証協会の別枠保証を設ける「セーフティネット保証制度」の認定を迅速に行う。また、厳しい経営環境にある中小企業の相談には、川崎市産業振興財団等と連携して、きめの細かな対応を図る。

## (4) 金融円滑化法終了への対応

本年2月1日に、川崎市中小企業融資制度取扱金融機関及び市内の認定経営革新等支援機関に対しコンサルティング機能の強化等による支援の要請を行ったほか、資金繰りや経営改善を支援するため、金融課及び中小企業溝口事務所に設置した「金融円滑化特別相談窓口」による相談体制の継続と「経営力強化支援資金」等の融資制度の活用により、金融円滑化法終了後もきめ細かな対応を図る。

# 農業振興センター事業概要

## 1 事務所所在地

- ・農業振興課、農地課 高津区梶ヶ谷 2-1-7
- ・農業技術支援センター 多摩区菅仙谷 3-17-1

## 2 機構及び職員数

所長以下36名

農業振興課10名、農地課13名、農業技術支援センター12名

## 3 市内農業の現状

総農家戸数 1,257戸（うち販売農家697戸）

販売農家経営耕地面積 388ヘクタール

※ 出典：2010年農林業センサス確定値（平成22年2月1日実施）

## 4 主要事業

### 【農業振興課】

#### (1) かわさき「農」の新生プランの推進

かわさき「農」の新生プラン推進会議を運営し農業振興施策を推進・検討する。

- かわさき「農」の新生プラン推進会議運営事業

#### (2) 地産地消の推進

セレサ川崎農業協同組合と連携して、かわさき地産地消推進協議会を運営し、Buyかわさきフェスティバル等へ市内産農産物を出品するとともに、直売団体への栽培奨励や大型農産物直売所「セレサモス」への出荷奨励を行う。

- かわさきそだち販売促進事業
- 直売団体育成支援対策事業
- 地産地消推進事業

#### (3) 農業の担い手の育成

将来の川崎の農業を担う農業後継者を育成するために、国の制度の活用をはじめ、農業フォーラムの開催などを通じた研修事業や、市民と農業青年が農業体験を通じて交流する場づくりなどを行う。

- 新世代ファーマー育成事業
- ファーマーズクラブ農業体験事業
- 女性農業担い手支援事業 など

#### (4) 市民が「農」に親しむ仕組みづくり

市民農園などを通じ、市民が「農」に親しむ場を提供するとともに、花と緑の市民フェア等を開催する。

- 市民農園事業

- 花と緑の市民フェア事業 など

(5) 安全・安心な農産物の提供

昨年度に引き続き、かわさき農産物ブランド品、観光農園など本市の主たる農産物について、関係機関と協力し、放射能濃度検査を実施する。

- 農業生産物放射能測定事業

【農地課】

(1) 農業委員会事務

農地の権利移動、転用許可、届出、相続税納税猶予適格者証明などに関する事務を行う。

委員定数			計
選挙委員 20名	農協推薦委員 1名	議会推薦委員 4名	25名

(2) 都市農地の保全と活用

- 農業公園整備事業

大型農産物直売所「セレサモス」や明治大学黒川農場といった拠点を活用し、グリーンツーリズムを推進することにより、麻生区黒川地区農業振興地域の活性化を図る。

- 農業生産基盤整備事業

岡上宮農団地かんがい排水施設の改修を行う。

また、黒川東土地改良事業の完成に向けた支援などを行う。

- 生産緑地地区の指定推進事業

市街化区域の農地保全策として生産緑地地区の追加・拡大指定を実施するとともに、管理業務を行う。

- 遊休農地対策事業

遊休農地対策事業としては、遊休農地の発生防止と解消を農業者に普及・啓発し、緑肥作物等の普及活動を実施するとともに、利用権設定などによる農地の貸借を推進する。

また、農地への不法投棄は、農業者の営農意欲の低下にも繋がることから農協、農業委員会と連携し、不法投棄防止啓発活動を実施する。

- 早野地区周辺ハーブ等活用推進事業

地域内の遊休化された農地等を借り受け、ハーブ等について地域の特産物として育成を図る。栽培や加工については、地域の農業者団体や福祉団体と連携して実施する。

【農業技術支援センター】

(1) 農業技術支援

農産物の安定的生産及び品質の向上を図るため、病虫害防除対策事業など市内農業者への技術支援を行う。

- 環境保全型農業推進事業
- 病虫害防除対策事業
- 土壌分析診断
- 農産物加工実習室の設置

(2) 農業経営安定支援

市内産農産物「かわさきそだち」を市民に供給するとともに、生産農家の経営の安定を図

るため支援を行う。

- 出荷推進対策事業
- 多摩川ナシ保存奨励事業
- 農業用施設等特別奨励事業 など

(3) 「農」に参加する仕組みづくり

市内農家の労働力・後継者不足を解消するため、市民から応募者を募り、援農者を養成する。

- 援農ボランティア育成支援事業（かわさきそだち栽培支援講座）

※ 敷地面積 20,280 m<sup>2</sup> 果樹・野菜の試験圃場、花き温室、熱帯果樹温室、展望室等

# 次世代産業推進室事業概要

## 1 事務所所在地

川崎区宮本町1

## 2 機構及び職員数

室長以下12名

コンテンツ産業2名、ウェルフェア・ヘルスケア産業5名、イノベーション推進4名

## 3 主要事業

### 【コンテンツ産業】

今後の成長産業であるコンテンツ産業の振興を図る。

#### (1) 産業デザイン振興育成事業

市内企業等の協賛（デザイン課題提出）により、応募作品の実現化、商品化を目指す「かわさき産業デザインコンペ」を実施すると共に、「かわさきデザインフォーラム」を開催する。

#### (2) ガラス工芸振興事業

市内ガラス工芸の振興を図るため、「ガラス工芸作品展示会」を開催するとともに、市内ガラス工房等と連携して体験教室の開催やガイドマップ作製等を行う。

#### (3) コンテンツ産業振興事業

「川崎市コンテンツ産業振興ビジョン」の基本理念である「コンテンツを活かした産業イノベーションの推進」を具現化するため、創造・保護・活用の知的創造サイクルにおける各段階での取組を通じて、コンテンツ産業の振興を図る。

平成25年度は、クリエイターと市内事業者の技術の融合によりコンテンツの活用事例を創出する研究会を開催するとともに、クリエイター・市内事業者のコンテンツの権利化・保護化の推進を目的として著作権などをテーマとする知的財産スクール等を開催する。また、クリエイター・市内事業者等の交流の場としてコンテンツ産業フォーラムを開催する。

### 【ウェルフェア・ヘルスケア産業】

次世代産業の創出を図るため、福祉産業の振興、ライフサイエンス分野の取組の推進、みらい産業の創出等を行う。

#### (1) 福祉産業振興関連

ア かわさき基準（K I S）推進事業

- ・本市独自の福祉製品の基準である「かわさき基準（Kawasaki Innovation Standard）」に基づく福祉製品の認証事業を推進する。
- ・産業振興会館7階に設置した「かわさき福祉開発支援センター」において、K I S 認証福祉製品や市内事業者が製作した福祉製品の展示やセミナーなどを実施する。

#### イ 福祉製品創出支援事業

- ・市内外で活躍する福祉・医療関連の専門家、従事者及び市内企業との交流促進を図り、川崎発の福祉製品の研究開発を促進するため、各関係者により構成される「(仮称)川崎ウェルフェアイノベーションフォーラム」を開催する。
- ・福祉製品の創出促進を図るため、開発から普及促進までの支援を行う。
  - (1) ニーズに基づく福祉製品の試作品の開発支援
  - (2) 福祉製品開発支援のための補助
  - (3) 福祉製品開発支援のための融資（再掲）【金融課】
  - (4) 製品の普及促進を図るための展示会出展への補助
  - (5) K I S 認証製品や市内事業者の福祉製品導入を促進するための補助
  - (6) 中国市場への展開を図るための国際経済推進室との連携によるモデル事業の実施

#### ウ 福祉サービス高度化事業

- ・市内NPO団体や商店街と連携し、K I S 認証福祉製品の展示・レンタル等を実施するするとともに、セミナー等を開催する。
- ・市内福祉大学と連携し、福祉先進国の福祉産業等についてセミナーを実施する。

### (2) ライフサイエンス推進事業

#### ア ライフサイエンスネットワーク事業

ライフサイエンスに関するセミナー・交流会等の開催を通じて、大学、研究開発機関及び産業界の研究者、技術者等のネットワークを構築し、産学連携、企業間連携による事業化や共同研究プロジェクトの創出を促進する。

### (3) みらい産業創造支援事業

市民の暮らしの質の向上につながる産業イノベーションの創出を図るため、みらい産業創造フォーラムを開催するとともに、みらい産業の振興に向けた調査等を行う。

### 【イノベーション推進】

新産業の創出を図るため、起業家への支援や、新川崎・創造のもりを拠点とした産学連携事業の推進を行う。また、新川崎・創造のもり次期業の推進に向けた方針策定等を行う。

(1) 起業化総合支援事業

ビジネスオーデイションや起業家塾、創業フォーラムなど、起業家の成長段階に応じた支援事業を、川崎市産業振興財団において実施する。

(2) 新川崎・創造のもり事業の推進

ア K<sup>2</sup>（ケイスクエア）タウンキャンパス事業の推進

慶應義塾大学の先導的研究施設であるK<sup>2</sup>（ケイスクエア）タウンキャンパスを拠点とした産学連携を支援し、オープンキャンパスやオープンセミナー等を開催する。

イ かわさき新産業創造センター（KBIC）の管理運営

かわさき新産業創造センター（KBIC）において、起業家や新事業への進出を目指す企業に対し事業スペースを提供するとともに、各分野の専門家による経営支援を行うほか、企業間交流支援や産学連携支援等を行う。

また、慶應義塾大学・幸区等と連携し、青少年の科学・ものづくりマインドの醸成に向けた地域イベント等を行う。

ウ ナノ・マイクロ産学連携推進事業

KBIC新館「NANOBIIC」を拠点とし、4大学コンソーシアムとの連携により、ライフサイエンス、環境分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ技術を核とした、市内ものづくり企業への技術支援等を行う。

(3) 新川崎・創造のもり次期事業の推進

新川崎・創造のもり地区の魅力とポテンシャルのさらなる向上を図るため、創造のもり地区次期事業（事業用地約0.92ヘクタール）の実施に向け方針策定を行う。

# 労働雇用部事業概要

## 1 事務所所在地

川崎区宮本町1番地

## 2 機構及び職員数

部長以下17名

労政担当7名、雇用担当9名

## 3 主要事業

### (1) 労政事業

労働団体や使用者団体・関係機関が協力して労働問題を協議し、労働災害の防止と労働環境の整備に努める。

### (2) 川崎市勤労者福祉共済制度

市内の中小企業に働く従業員の福利厚生の充実を図り、豊かでゆとりのある生活を確立し、併せて中小企業の振興に寄与することを目的とする。

・加入資格：従業員300人以下、または資本金3億円以下の事業所

・平成25年3月1日現在：1,536事業所、11,133人が加入

### (3) 就業支援事業・緊急雇用対策事業

現下の経済・雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、離職者をはじめとする求職者に対して、相談から研修、就職までの場面に応じた総合的就業支援を推進するとともに、国の施策を活用して雇用・就業機会の創出に取り組むなど、市域の雇用環境の改善を図る。

ア 「キャリアサポートかわさき」の運営（川崎市生活文化会館5F）

#### (ア) 総合相談窓口（職業・労働・生活相談～短期・長期雇用の就業マッチング）

就職相談や労働相談などに応じるとともに、求職者に対する個別カウンセリングを実施し、求人開拓及び無料職業紹介を行う「就業マッチング事業」をキャリアサポートかわさき（高津区）のほか、川崎区役所・多摩区役所においても実施。

#### (イ) 就職準備セミナー

就職活動のための知識やスキルを習得するためのセミナーを、若年、女性、中高年の対象者別のほか、基礎、実践等の各コースを設けて実施。

イ 「若者サポートステーション」のNPO法人との協働運営（川崎市生活文化会館3F）

ニート、引き込みなどの若年無業者の職業的自立を支援するため、厚生労働省から委託を受けたNPO法人との協働による「かわさき若者サポートステーション」の運営。

若者サポートステーションの運営団体として本市から毎年度推薦書を国に提出しているほか、庁内連携会議の設置により関係局、関係機関等との連携強化を図っている。

また、本市委託事業として、臨床心理士相談、職場体験、保護者セミナー等を実施。

ウ 企業合同就職説明会「かわさきジョブフェスタ」

求職者の雇用機会及び企業の人材確保の機会を提供するため、高校卒業予定者や一般求職者等に対する就職説明会を開催。

エ 緊急雇用対策事業（国の施策を活用した雇用機会の創出）

国の交付金を原資とした緊急雇用創出事業を活用した、新卒未就職者等就業支援事業など継続的な雇用効果が見込まれる事業を実施。

オ 就業支援ポータルサイト「JOB-Lかわさき」の運営

民間事業者との協働による求職者への就業支援情報の提供

カ 市と国が一体となった就労・自立支援の実施

「アクション・プランに基づき川崎市と神奈川労働局が雇用、福祉施策等を一体的に実施するための協定書」を平成25年2月に締結し、幸区役所及び宮前区役所において、ハローワークの求人紹介端末の設置及びハローワーク職員を配置し、生活保護受給者等に対する市と国が一体となった就労・自立支援を平成25年4月から開始。

（4）産業人材育成・活用支援事業

ア 産業人材育成事業

地域産業の振興及びその活力を維持、並びに厳しい雇用環境の改善を図るため、行政と産業界が一体となり、地域雇用創造推進協議会を運営し、産業人材の育成等を推進する。

イ 企業等退職者人材活用支援事業

企業等の退職者が持つ優れた技術・知識、経験等を活かすことができるよう立ち上げた「達人倶楽部」の活動を支援し、地域人材の活用等を推進する。地域活動等を支援する中間組織として、事業の運営を行う。

（5）労働資料の調査・刊行事業

労働関係法令に関する情報や労働関係の行事の広報、市内の労働情勢や賃金、労働条件の実態を把握し、労働情報の提供に努める。

（6）技能振興事業

市民生活に欠くことができない重要な仕事にたずさわる技能職者の経営基盤の確立、後継者の育成、技能の練磨、社会的地位の向上に努める。

川崎市内の技能職団体（組合）で構成されている川崎市技能職団体連絡協議会の活動の支援を行い、市民生活に欠かすことのできない技能について、市民の理解を深めるとともに、技能職者相互の交流及び技能水準の向上、経済振興を図り、技能を尊重する社会の形成及び技能の振興に努める。

ア 川崎市技能職団体連絡協議会の活動支援（43職種62団体が加盟）

イ 「技能職者に学ぶ」の実施

技能職者を市内中学校に講師として派遣し、技術・技能の体験学習を交えながら技能職について紹介し、自分の進路や職業について考える動機付けを図るとともに、技能職

についての理解を深める。(平成 24 年度は 7 校で実施)

ウ 経営基盤確立・経済振興の取組み

「ものづくり都市かわさき」として、本市産業の維持・発展や市民生活の維持には技能職者が必要不可欠であることから、安定した経営基盤の確立と経済振興の取組みとして、川崎市技能職団体連絡協議会との連携による収益力向上を目的としたマーケティング支援、ビジネスマッチングの機会創出などの事業を企画・実施する。

エ 技術・技能の体験イベント開催

市民生活に密着した「ものづくり」を担っている技能職者への理解を深めるため、市民祭りや技能フェスティバル等の会場において、市民、特に子供らが気軽に体験できるイベントを実施する。

オ 技能功労等表彰式

永年にわたり同一事業に従事し、市民生活に功績がある者を表彰する事により、伝統ある技能の保存・継承を促すとともに、技能職者の地位向上と技能習得意欲の高揚を図る。

(平成 24 年度：技能功労 30 職種 58 名、優秀技能 30 職種 67 名、優秀青年技能 25 職種 48 名、永年特別功労 3 職種 3 名)

カ 研修等補助金交付

技能職団体の経営基盤の確立、社会的地位の向上、技能の錬磨、後継者育成等を図るために実施する事業に対して補助金を交付

キ 広報活動

技連協だよりの発行やインターネット等を活用し、各団体の活動状況などの情報提供を行い、技能職団体に対する知名度の向上を目指す。

(7) 川崎市マイスター制度事業

極めて優れた技術や卓越した技能を発揮して産業の発展や市民の生活を支える「もの」を作り出している現役の技術・技能職者を川崎市最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定し、熟練した匠の技術の継承、素晴らしい技能の普及・振興活動、そして経済振興の取組みなどを行っている。

これまで 56 職種・72 名を認定しているが、現在の経済状況の中で小規模な事業主や自営が大部分を占める技術・技能職者を顕彰することは産業振興や技術の継承を図るうえで重要である。

ア 「かわさきマイスター」の募集・選考・認定

イ 技能奨励・後継者育成に向けた取組み

(ア) 小学校・中学校にて実演や講演を行い、技術・技能職への関心を高める。また、高校や職業技術校にて実技指導や講義を行い、技能の継承や後継者育成に努める。

(イ) 川崎マイスターまつり・市民祭り・技能フェスティバル等のイベントにおいて卓越した匠の技を実演・披露及び製品展示を行い、技術・技能の普及・振興活動を行う。

(ウ) 講習会や研修会を開催し、卓越した技能の継承や技術・技能に対する認識を深める。

ウ 経済振興に向けた取組み

- (ア) 営業力・収益力向上に向けた研修会・勉強会を開催、商談会への出展を行う。
- (イ) 超一流の技術・技能者集団として、「ものづくりの匠プロジェクト」の取り組みや「ものづくりコーディネート支援事業」の実施により、川崎らしい「ものづくり」を推進する。

エ 広報活動の取り組み

情報発信をさらに充実・強化し、インターネットを中心に積極的にPRすることにより、技術・技能を尊重する気風を醸成する。

(8) 住宅相談事業

住宅の修理や増築、新築等で、問題を抱えている市民への相談窓口を開設

- ・各区役所：第3火曜日 9:00～12:00
- ・てくのかわさき：第2・4土曜日 13:00～16:00

(9) 勤労者文化・体育活動の奨励事業

勤労者団体の文化・体育活動を奨励するため、トロフィー・賞状等を贈呈する。  
また、中小企業大運動会を助成する。

(10) 施設管理

ア 川崎市生活文化会館（てくのかわさき）

平成18年4月1日から指定管理者を導入。平成23年4月1日から第2期(5年間)

受託者：公益財団法人神奈川県勤労者福祉協会

会館の目的：市内技術・技能職者の拠点として、技能職者が技を磨き、その振興と後継者の育成に努めるとともに、市民が多目的に利用し、技能職者と市民が親しく交流しながら技術・技能への理解を深める。

所在地：川崎市高津区溝口1-6-10

イ 川崎市立労働会館（サンピアンかわさき）

平成18年4月1日から指定管理者を導入。平成23年4月1日から第2期(5年間)

受託者：アゼリアプロジェクト

(西洋フード・コンパスグループ(株)と(株)コングレの共同事業体)

会館の目的：勤労者が気軽に「つどい」「語らい」「学びあえる」場として、労働組合等の大会、研修、会議、演劇等の使用に供するとともに、労働学校等の教養講座を開設する。

所在地：川崎市川崎区富士見2-5-2

# 公営事業部事業概要

## 1 川崎競輪場の概要

- ・開設年月日…昭和 24 年 3 月 14 日（第 1 回競輪は同年 4 月 24 日から開催）
- ・所在地……………川崎市川崎区富士見 2 丁目 1 番 6 号（富士見公園内）
- ・敷地面積……………46, 286 m<sup>2</sup>
- ・収容人員……………51, 000 人（最高入場者数は昭和 40 年 5 月 5 日の 62, 841 人）
- ・座席数……………4, 279 席（特別観覧席 736 席、一般席 3, 543 席）
- ・発売窓口数…発売 121 窓口、払戻 59 窓口
- ・競走路……………1 周 400m

## 2 機構及び職員数と執務体制

(1) 機構及び職員数           公営事業部長以下 20 名

  総務課 11 名

  業務課 8 名

(2) 競輪開催日執務体制       理事・公営事業部長を開催執務委員長とし、公営事業部職員、非常勤嘱託員及び臨時従事員（登録数 1 3 6 名）により、車券の発売・払戻、入場者の整理等競輪開催に伴う業務に従事

  (番組編成、審判、選手管理等の競輪の実施面については、公益財団法人日本自転車競技会に委託)

## 3 平成 25 年度開催予定回数（日数）

		通常開催	施設等改善	合計
川崎競輪場		12回(52日)	2回(6日)	14回(58日)
施行者別 内 訳	川崎市	10回(46日)	2回(6日)	12回(52日)
	神奈川県競輪組合	2回(6日)	0回(0日)	2回(6日)

4 売上金及び入場者数の状況（平成 24 年度川崎市営競輪）

区分	開催回数	開催日数	売上金（円）		入場者（人）	
			年間	1日平均	年間	1日平均
競輪	11回	52日	15,857,101,700	304,944,263	215,919	4,152

5 一般会計への繰出金

平成 23 年度までの実績 127,373,522,000 円

6 基金積立について

平成 23 年度までの積立額

- (1) 競輪施設等整備事業基金 5,116,282,336 円
- (2) 競輪事業運営基金 1,879,247,185 円

7 競輪場再整備について

- 平成 22 年度
  - ・富士見周辺地区整備基本計画等に基づき川崎競輪場再整備基本計画を策定
  - ・第 1 段階のコンパクト化に向けた基本設計を実施
- 平成 23 年度
  - ・西側新施設及び新選手管理棟の実施設計とメインスタンド耐震補強工事に係る基本設計を実施
- 平成 24 年度
  - ・西側新施設及び新選手管理棟の建築工事に着手
  - ・メインスタンド耐震補強工事に係る実施設計を実施
- 平成 25 年度
  - ・メインスタンド耐震補強工事に着手
- 平成 28 年度末
  - ・第 1 段階のコンパクト化の完了。競輪場一部敷地の公園敷地転換（約 7,500 m<sup>2</sup>）

# 卸売市場事業概要

## 1 市場の所在地・敷地面積・取扱品目

市場名	所在地	敷地面積	取扱品目
中央卸売市場 北部市場	川崎市宮前区水沢1丁目1番1号	168,587㎡	青果, 水産, 花き
地方卸売市場 南部市場	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1	32,224㎡	青果, 水産, 花き

## 2 機構及び職員数

中央卸売市場北部市場 市場長以下計20名 管理課11名 業務課8名  
地方卸売市場南部市場 市場長以下計10名

## 3 市場関係事業者

(平成25年4月1日)

市場	部門	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者	買出人等 (一日あたり)
中央卸売市場 北部市場	青果	1社	17社	170人	77社	約3,000人
	水産	2社	49社	6人		
	花き	1社	2社	803人		
地方卸売市場 南部市場	青果	1社	4社	97人	18社	約800人
	水産	1社	11社	0人		
	花き	1社	2社	182人		

## 4 取扱高(平成24年)

青果・水産：トン・千円  
花き：千本、束、個・千円

部 類		両市場合計	中央卸売市場北部市場	地方卸売市場南部市場
青果部	数量	78,383	71,055	7,327
	金額	17,029,534	15,725,774	1,303,759
水産物部	数量	36,907	32,953	3,954
	金額	28,667,598	25,648,672	3,018,925
花き部	数量	68,795	47,898	20,896
	金額	4,392,239	2,956,615	1,435,624

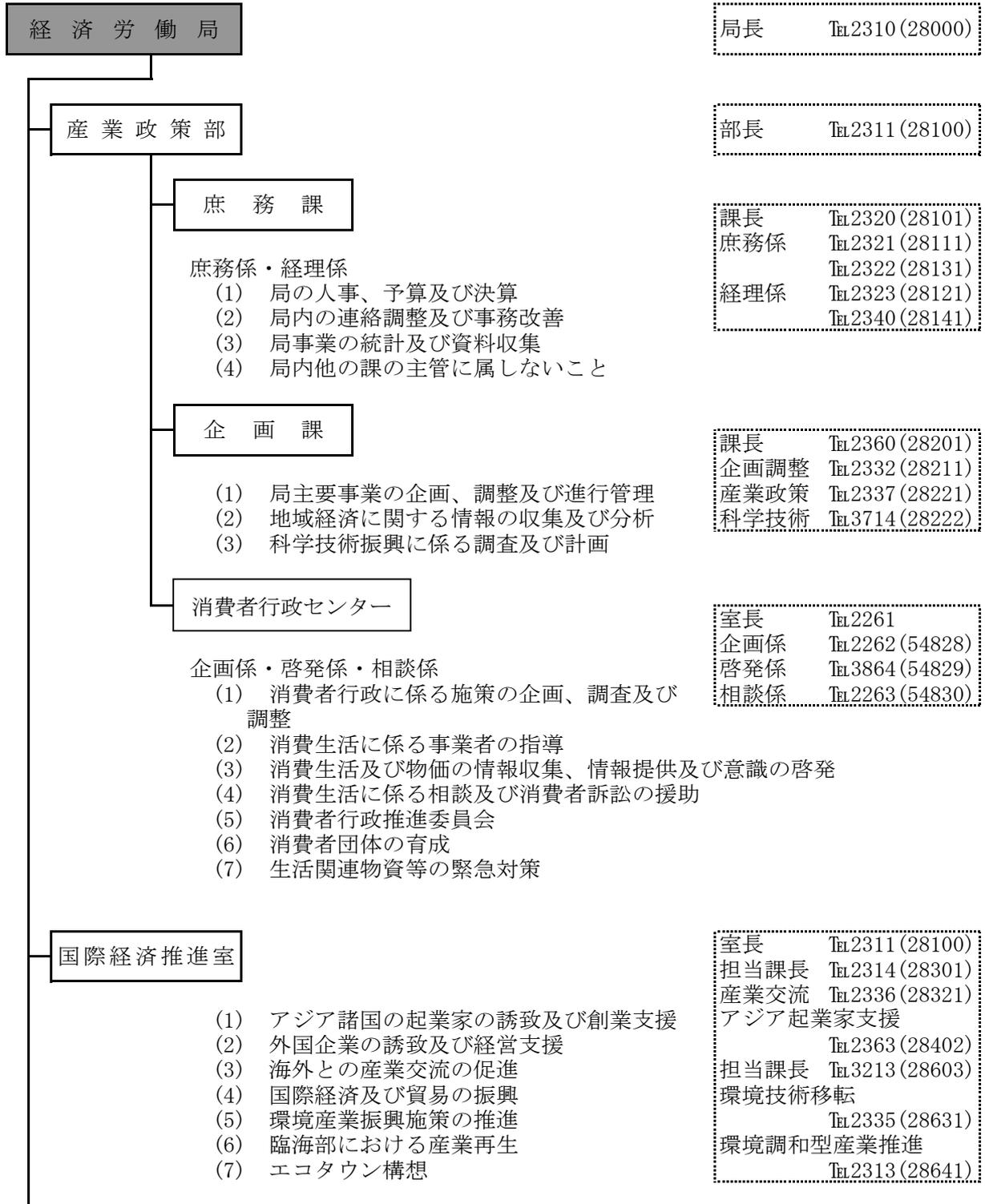
## 5 開設者の役割

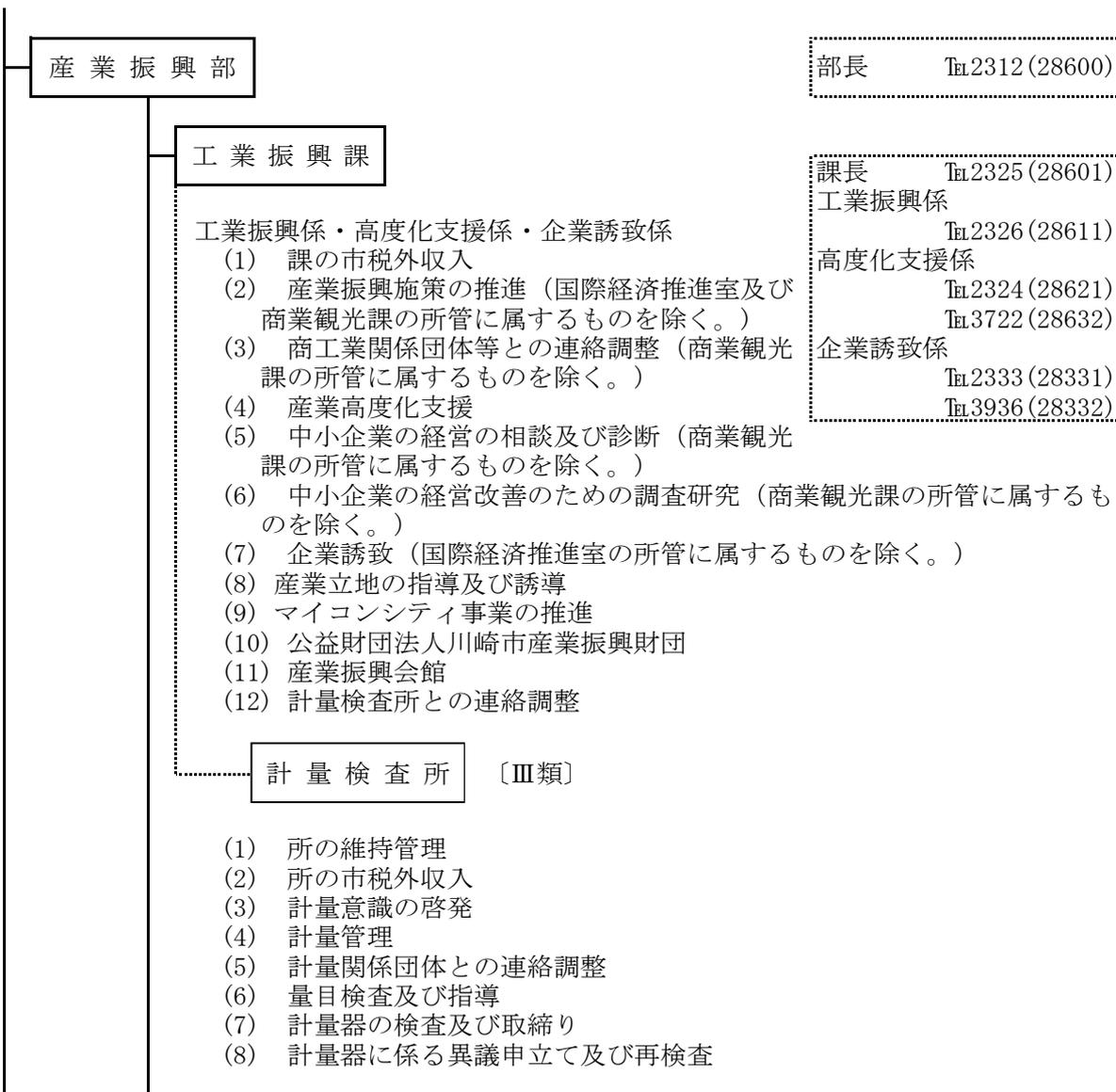
市場関係事業者の業務許可、取引の指導監督並びに市場施設の整備及びこれらの維持管理。

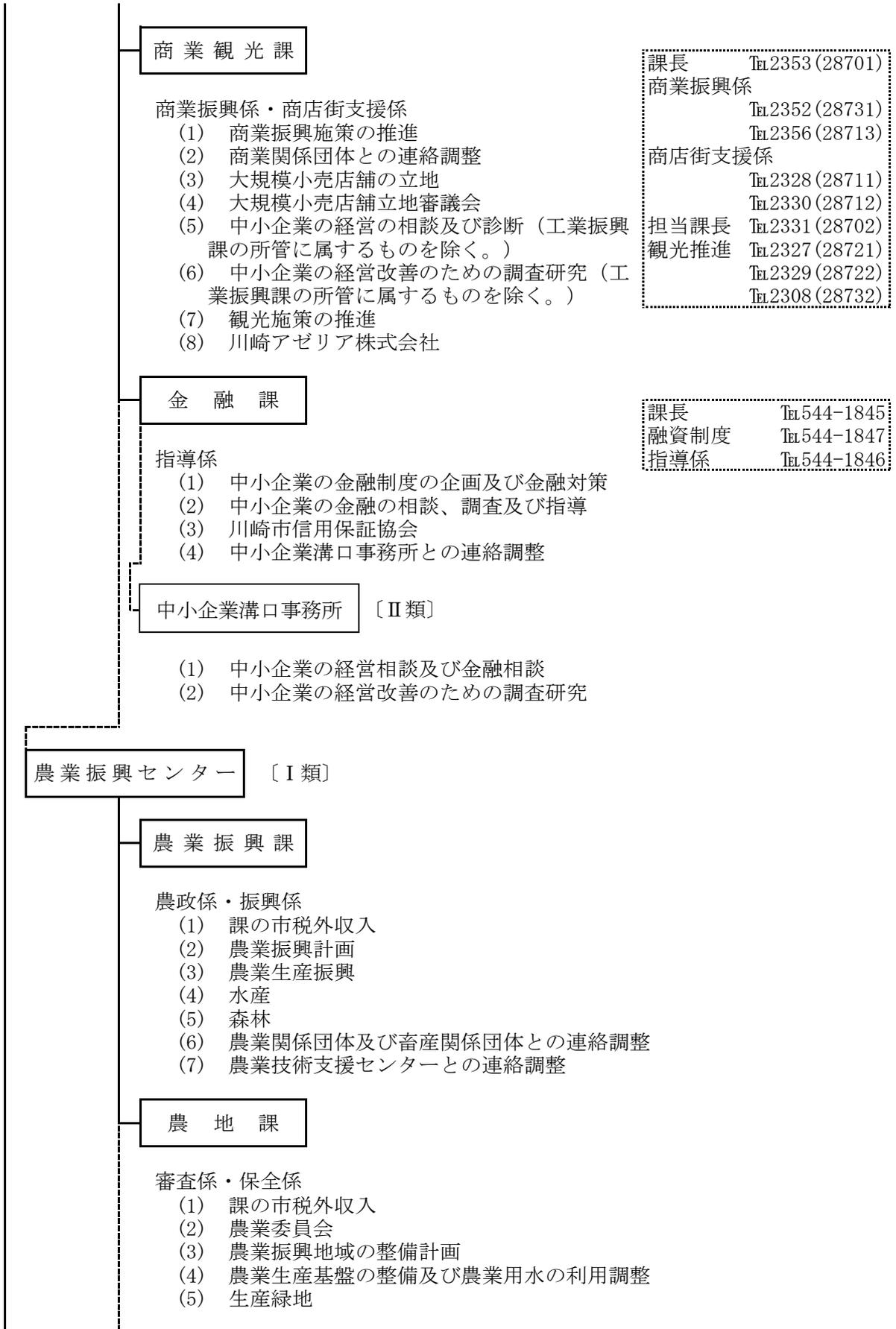
# 【経済労働局】

経済労働局長 伊藤 和良 28000	産業政策部長 [兼]国際経済推進室長 水谷 吉孝 28100	庶務課長	増田 宏之	28101
		企画課長	小沢 正勝	28201
		消費者行政センター室長	南 誠	200-2261
	国際経済推進室長	担当課長[国際経済]	長瀬 一郎	28301
		担当課長[環境産業]	秋山 敏之	28603
	産業振興部長 中村 健 28600	工業振興課長	赤坂 慎一	28601
		商業観光課長	若松 秀樹	28701
		担当課長[観光推進]	柏木 昇	28702
		金融課長	長 浩	544-1845
		中小企業溝口事務所長	軽部 昌春	812-1112
農業振興センター所長 山崎 慎太郎 860-2462	農業振興課長	宮崎 久男	860-2462	
	農地課長	草野 静夫	860-2461	
	農業技術支援センター所長	柏井 幸博	945-0153	
次世代産業推進室長 担当課長[コンテンツ産業 担当]事務取扱 齋藤 徳明 28300	担当課長 [コンテンツ産業担当]	松川 哲司	28302	
	担当課長 [ウェルフェア・ヘルスケア産業担当]	田邊 聡	28303	
	担当課長 [イノベーション推進担当]			
労働雇用部長 川島 達也 28800	担当課長[労政]	西之坊 行宏	28801	
	担当課長[雇用]	大竹 薫	28802	
担当理事 公営事業部長事務取扱 [兼]総合企画局担当理事 川鍋 雅裕 233-5609	公営事業部長	総務課長	柳原 英男	233-5616
		担当課長[調整担当]	鶴田 俊之	233-5026
		業務課長	鈴木 正紀	233-5642
担当理事 北部市場長事務取扱 吉田 利一 975-2200	中央卸売市場 北部市場長	管理課長	小山 孝	975-2211
		業務課長	青木 敏之	975-2219
		地方卸売場南部市場長	成田 伸治	543-5270

神奈川県川崎競馬組合派遣	経済労働局担当課長	木暮 慎二	233-6701
--------------	-----------	-------	----------







農業技術支援センター〔Ⅱ類〕

経営支援係・技術支援係

- (1) センターの維持管理
- (2) センターの市税外収入
- (3) 農業生産振興（農業振興課振興係の所管に属するものを除く。）
- (4) 農産物の生産に係る相談、指導、試験研究及び技術的支援
- (5) 農産物の生産に係る技術の向上を図るための講習会、研究会等の開催
- (6) 農産物の生産に係る技術に関する情報の収集及び提供
- (7) 果樹、野菜及び花き（以下「果樹等」という。）の優良な品種の普及並びに果樹等の品種の保存
- (8) 農業に対する理解を深めるための講習会、研修会等の開催
- (9) 農産物の生産活動を支援するためのボランティアの養成

次世代産業推進室

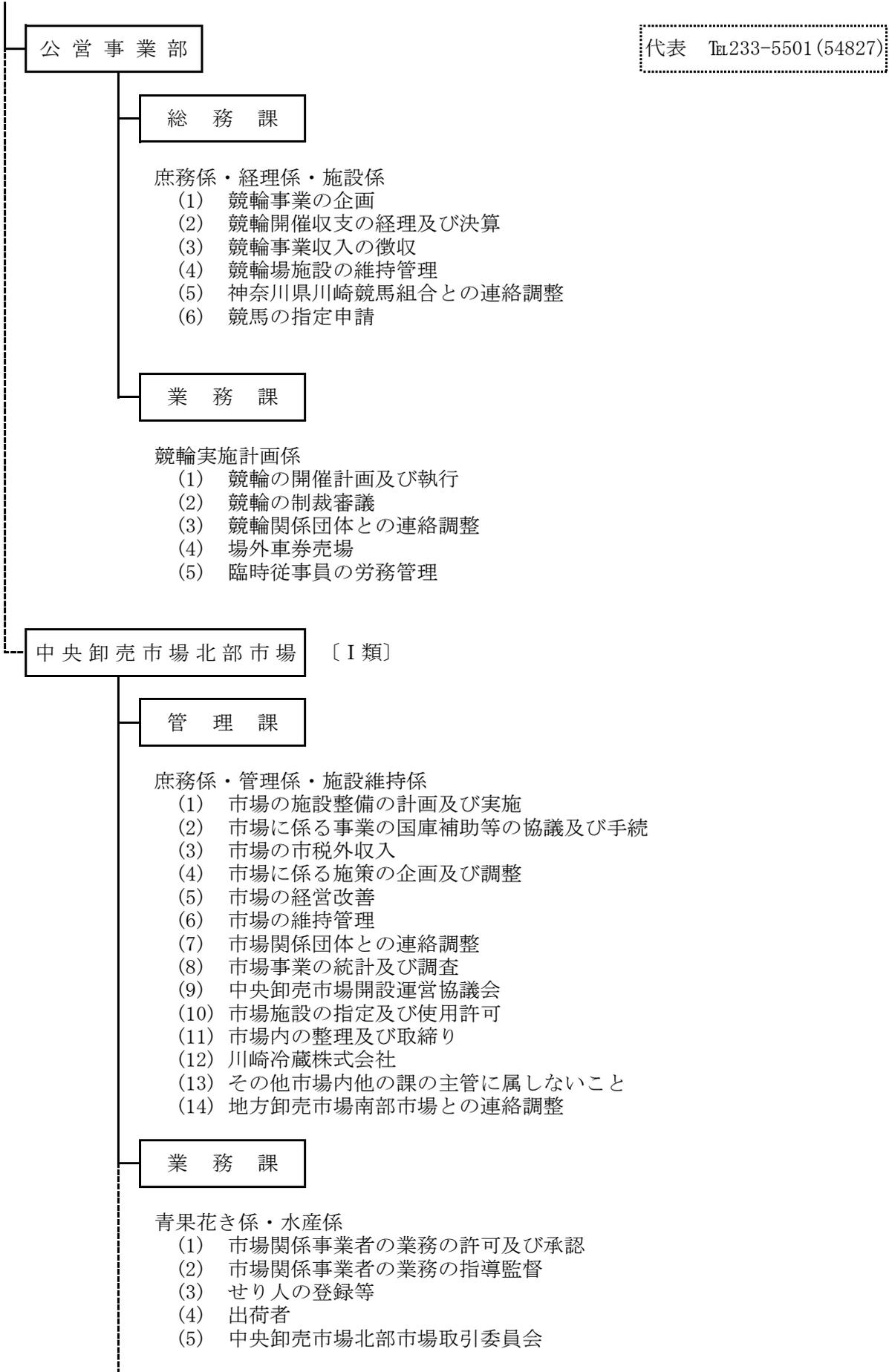
- (1) 室の市税外収入
- (2) 生活・文化関連産業の創出及び育成
- (3) 産業デザインの振興
- (4) 新事業の創出及び育成
- (5) かわさき新産業創造センター
- (6) 新川崎・創造のもり

室長 TEL0161(28300)  
 コンテンツ産業  
 TEL2334(28341)  
 担当課長 TEL2339(28302)  
 ウェルフェア・ヘルスケア産業  
 TEL3226(28351)  
 担当課長 TEL3712(28303)  
 イノベーション推進  
 TEL2973(28361)

労働雇用部

- (1) 労使団体及び関係官公署との連絡調整
- (2) 労働資料の調査及び刊行
- (3) 雇用対策
- (4) 勤労者福祉の推進及び啓発
- (5) 技術技能の奨励及び振興並びに育成継承
- (6) 勤労者福祉共済事業
- (7) 勤労者福祉共済運営協議会
- (8) 生活文化会館
- (9) 生活文化会館運営委員会
- (10) 労働会館
- (11) 労働会館運営委員会

部長 TEL2270(28800)  
 担当課長 TEL2298(28801)  
 労政 TEL2271(28811)  
 勤労者福祉共済  
 TEL2275(28821)  
 担当課長 TEL2278(28802)  
 雇用 TEL2276(28841)  
 技能奨励 TEL2299(28852)  
 産業人材育成  
 TEL3212(28861)  
 相談員  
 (労働雇用部)  
 TEL200-2272(28842)  
 (中原区役所地域振興課)  
 TEL744-3156(63214)



地方卸売市場南部市場〔Ⅱ類〕

施設維持係・業務係

- (1) 市場の施設整備の計画及び実施
- (2) 市場に係る事業の国庫補助等の協議及び手続
- (3) 市場の市税外収入
- (4) 市場に係る施策の企画及び調整
- (5) 市場の経営改善
- (6) 市場の維持管理
- (7) 市場関係団体との連絡調整
- (8) 市場事業の統計及び調査
- (9) 地方卸売市場南部市場運営審議会
- (10) 市場施設の指定及び使用許可
- (11) 市場内の整理及び取締り
- (12) 市場関係事業者の業務の許可及び承認
- (13) 市場関係事業者の業務の指導監督
- (14) 出荷者